

## 滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中高年齢者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、将来予想される認知症及びうつ病等の発症リスクを低減させるため、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録され、市内に居住している45歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (3) 「補装具費支給事務取扱指針について」（平成30年3月23日付障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく医師により、両耳の聴力レベルが40デシベルを超えると算定され、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であるとされた者
- (4) 次条の規定による給付の申請の日の属する年度（その日が4月から6月までの間にある場合は、その日の属する年度の前年度）において、市民税が課されていない者又は滑川市税条例（昭和35年滑川市条例第3号）第51条の規定による市民税の減免を受けている者のみで構成される世帯に属する者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具費の支給を受けていない者
- (6) 過去5年以内に本事業の給付を受けていない者

### (給付の申請)

第3条 給付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ガイドラインに基づく医師により作成された医師意見書（様式第2号）
- (2) 補聴器の販売を行う事業者（以下「事業者」という。）により作成された、管

理医療機器認証を取得した補聴器 1 台の購入費用に係る見積書（以下「見積書」という。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、調査書（様式第 3 号）を作成しなければならない。

（給付の決定等）

第 4 条 市長は、前条の規定による医師意見書、見積書及び調査書に基づき、購入費の給付を行うことが適当であると認めるときは、申請者に対し給付決定を行う。ただし、給付の金額については、見積書に記載された購入費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2 万円を上限とする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付決定通知書（様式第 4 号）により通知しなければならない。

3 市長は、購入費の給付を却下したときは、却下通知書（様式第 5 号）に理由を付して申請者に通知しなければならない。

（決定の取消し）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により本事業の給付を受けたとき。

(2) 補聴器を本事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他給付することが不相当と市長が認めるとき。

（購入費の請求及び支払い）

第 6 条 第 4 条の規定により給付の決定を受けて、補聴器の購入を行った者は、補聴器購入費給付請求書（様式第 6 号）に事業者から交付された領収書（購入日、申請者の氏名、品名及び購入金額の記載があるもの）を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ給付金を支払うものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により購入費の給付を受けた者があるときは、当該購入費の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第90号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。